

消費者トラブル情報 還付金詐欺にご注意を！

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、還付金詐欺に関する相談が寄せられています。

相談の内容は、市役所、年金事務所等の公的機関の職員を名乗り医療費、健康保険料、年金保険料、税金等の還付金を受け取れるという電話が掛かってきて、ＡＴＭやインターネットバンキング等でお金を受け取る手続きをするよう指示された、というものです。電話でＡＴＭやインターネットバンキング等の操作方法を指示され、還付金を自分の口座へ振り込むつもりが、逆に相手側の口座へ振り込まれたり、インターネットバンキングのログインパスワード等を聞き出され、相手側が不正にログインして操作し、お金を引き出されてしまったケースがあります。

役所等の公的機関から「還付金を支払う」という電話が掛かってくることはありません。相手にせず、だまされないようにしましょう。

▼事例

・市役所を名乗り「医療費の還付金をＡＴＭで受け取れる」という電話があり、指示されるがままＡＴ

Ｍで操作を繰り返したら、逆に数百万円を振り込んで、だまし取られてしまった。

・年金事務所を名乗り「保険料の還付金をインターネットバンキングで受け取れる」という電話があり、口座番号とログインに必要なパスワード等を相手に伝えてしまった。

・役所等の公的機関から「お金が返ってくる」という電話が掛かってきたら、それは還付金詐欺です。
・還付金に心当たりがある場合は、相手から伝えられた電話番号ではなく、自分で調べた役所等の公的機関の電話番号に連絡し、確認しましょう。

▼問合せ

県消費生活総合センター

☎ 052・962・0999、

消費者ホットライン

☎ (局番なし) 188

シルバー人材センターの 事務費を改定します

▼事務費率

10%から12%へ改定

▼改定時期

令和6年4月1日から

事務費はシルバー人材センター事業運営のための経費に充てていますが、昨今の諸物価やエネルギー価格の高騰、インボイス制度などにより、事業運営を取り巻く環境に厳しさが増えています。

不本意ではありますが、適正な法人運営を実施していくため、事務費を改定させていただきますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

▼問合せ

公益社団法人豊山町シルバー人材センター

☎ 0568・28・6322

小中学校入学予定者の 保護者の方へ

入学する小中学校を指定した「就学通知書」を1月に送付しました。外国籍で入学を希望し学校教育課に申請していない方や、転居・転出予定の方、私立・国立小中学校に入学予定の方などはご連絡ください。

対象者

小学1年生

平成29年4月2日～

平成30年4月1日生まれ

中学1年生

平成23年4月2日～

平成24年4月1日生まれ

▼問合せ

学校教育課学校教育グループ

☎ 28・2211

小中学校の学用品費を援助します

小中学校に通う児童生徒の学用品の購入や給食、修学旅行など就学のために必要な費用でお困りの方に、その費用の一部を援助しています。援助を受けることができるのは、経済的な理由

で、就学のための費用が負担できないと認められる場合(町民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯など)です。学校教育課に申請が必要となりますので、まずはご相談ください。

▼問合せ

学校教育課学校教育グループ

☎ 28・2211

私立幼稚園の副食費を補助します

私立幼稚園のうち、新制度未移行幼稚園に通う子どもの副食費を補助します。申請の案内は、通園先の幼稚園を通じて行います。

▼対象者

①令和5年度(令和4年中)の市町村民税所得割合算額が77,101円未満(年収360万円未満相当世帯の方

②所得に関わらず、第3子以降の子ども(小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯で3人目以降の子ども)がいる世帯の方

▼補助額

月額4,700円まで

▼対象期間

9月分から3月分まで

▼申込期限

3月25日(月)まで

▼申請方法

期限までに、申請書と副食費の支払いがわかる書類(領収証等の写し)を通園先の幼稚園に提出してください。

▼問合せ

学校教育課学校教育グループ

☎ 28・2211